

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅷ－1－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること(施策目標Ⅶ－1－1) 基本目標Ⅶ:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること	担当 部局名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 乗越 徹哉
施策の概要	【1. 障害者総合支援法について】 ○ 障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的にを行っている。これによって、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。 ※対象になる障害の範囲:身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、政令で定める難病等により障害がある者で18歳以上のもの。				
	【2. 障害者総合支援法の改正等について】 ○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。)の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和4年6月に報告書を取りまとめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。)が同年12月に成立し、令和6年4月より施行された。 ○ 障害者総合支援法等改正法により、障害者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設することとした。(令和7年10月施行予定) ○ このほか、共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることの明確化や、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とするなど障害者の地域生活の支援体制の充実に向けた取組を進めている。(令和6年4月1日施行)				
	【3. 障害福祉計画について】 ○ 障害者総合支援法では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針(以下「基本指針」という。)に即して、市町村及び都道府県が、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画を策定することとしている。 ○ 社会保障審議会障害者部会での議論を経て、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画(第7期障害福祉計画等)の策定のため、令和5年5月に基本指針の改正を行った。都道府県、市町村においては、この基本指針に即して3年間の計画を作成しており、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行いながら、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていくことが求められる。				
	【4. 障害福祉サービス等について】 ○ 障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。 ＜主な障害福祉サービス＞ ・介護給付:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・訓練等給付:自立生活援助、共同生活援助、自律訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援 ・相談支援に係る給付:計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等 ＜地域生活支援事業における主な事業＞ ・相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等				
	【5. その他】 ＜地域生活支援拠点等、基幹相談支援センターの整備について＞ ○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進している。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化の取組等を総合的に行うことを目的として基幹相談支援センターも整備し、地域の支援体制の整備を行っている。 ＜工賃向上計画について＞ ○ 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが必要である。 ○ このため、都道府県に対し令和6年度から令和8年度までの工賃向上計画の作成を求めるとともに、計画に基づく取組みを推進するため、基本的な取組み内容を継続している。工賃の向上を図るためには、製品の質を高めるとともに、就労継続支援B型事業所等で提供する製品・役務の情報発信、共同で仕事を受注できる仕組みの整備が必要であることから、経営コンサルタントや各分野の専門家の派遣、情報提供体制の構築、共同化の推進のための支援を行っている。				

施策を取り巻く現状	【1. 障害福祉サービスのニーズ増加】 ○障害者の総数は1152.8万人(うち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は603.0万人)であり、人口の約9.3%に相当する。 ○障害福祉サービスの利用者数は、サービス内容の拡充や対象者の拡大等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:93万人、令和4年:96万人、令和5年:100万人、令和6年:104万人 ※いずれも3月時点 ○障害福祉サービスを提供する事業所数は、サービスのニーズの増加等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:8.9万、令和4年:9.3万、令和5年:9.8万、令和6年:10.2万 ※いずれも3月時点		
	【2. 障害者の地域移行・地域生活支援の現状】 ○ 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向。 (参考)施設入所者の地域生活移行者数の実績 H25年度末～29年度末(4年間):5.8%(7,628人) H28年度末～R2年度末(4年間):4.9%(6,342人) ○また、地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター及び(自立支援)協議会を未整備の市町村がある。(整備状況は指標を参考)		
	【3. 障害者の就労支援の現状】 ○ 就労継続支援A型における利用者の実態把握に関する調査研究(アンケート)によると、一般就労を希望する利用者の割合(※)が2割以上の事業所が約半数。 ※一般就労希望者数(原則として個別支援計画に一般就労希望が記載されている者)／利用者数 ○ 直ちに一般就労することが困難な障害者を対象とした就労継続支援事業(A型・B型)は、総費用額、利用者数及び事業所数が毎年増加し、ニーズが増大している。 ○ 就労継続支援B型事業所の平均工賃は増加傾向。		
施策実現のための課題	1	○ 障害者数やサービスのニーズの増加、施設入所者の重度化・高齢化が進む中、安心して地域生活を送れるような支援体制の整備が必要。	
	2	○ 一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要がある。 ○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する必要がある。 ○ なお、障害者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築や、技術革新・環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応等のための方策について検討を進めている。	
各課題に対応した達成目標	目標1	障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等支援体制の充実	○ 施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、引き続きグループホーム等の地域生活における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
	(課題1)		○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備が進められているが、障害者を支える地域の様々な支援の有機的な結びつきが課題であり、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行い、必要な機能等の強化・充実を図る必要がある。
	目標2	障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上	○ 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設利用者の一般就労への移行や一般就労移行後の定着を進める必要がある。
	(課題2)		○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援するため、就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図る必要がある。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①	・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び(自立支援)協議会の全てを設置している市町村数(アウトプット)	-	-	100% (1741自治体)	令和11年度	-	-	-	-	-	福祉施設の入所から地域生活への移行という課題に対応するため、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和7年度より努力義務化、これらと(自立支援)協議会の連携により基礎自治体の支援体制の整備・強化を進めており、地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・(自立支援)協議会を設置している自治体の割合を選定した。	地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・(自立支援)協議会の連携による市町村の支援体制整備・強化を進めており、全市町村での設置を進めていることから、令和11年度までに100%設置されることを目標として設定した。 なお、自治体での積極的な早期の設置を促す観点から、整備の留保となりうる年度毎の目標設定は行わないこととした。
						31.9%	38.5%	41.2%	49.4%			
2	・市町村におけるのぞまないセルフプラン(身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプラン)の解消(アウトプット)	-	-	のぞまないセルフプランをゼロにする	令和11年度	-	-	-	-	-	障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、相談支援体制の構築が不可欠である。障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要であるが、市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、まずは福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備が必要であり、そのための指標を設定した。 ※当初は相談支援専門員やサービス管理責任者への意思決定ガイドラインを活用した研修実施状況を指標とする案としていたが、当指標を再選定した。	現在、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画(いわゆるセルフプラン)については、①身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、若しくは、②障害者又は障害児の保護者が希望する場合のみ認められているが、①によるセルフプラン(のぞまないセルフプラン)が最終的にゼロとなるよう、各市町村において相談支援体制を整備することが必要である。このため、令和11年度までにのぞまないセルフプランをゼロとすることを目標として設定した。なお、第8期障害福祉計画及び第4期障害児支援計画の基本指針に掲げる目標を設定。 ※ 新規の目標設定のため、実績値はない。(参考として、セルフプラン率全体の全国平均は、障害者15.8%、障害児30.7%)
						-	-	-	-			
3	・障害者グループホームで重度障害者支援加算を取得する事業者数(アウトカム)(3月末時点の重度障害者支援加算のうち中核的人材配置の加算を取得している事業所数)	-	-	272事業所(重度障害者支援加算のうち中核的人材配置の加算を取得する事業所)	令和11年度	-	-	-	-	44	施設からグループホーム等への地域移行は一定程度進んできたものの、重度障害者、特に強度行動障害の状態にある者の受入れ体制の強化が課題となっている。令和6年度報酬改定により、重度障害者支援加算を拡充し、強度行動障害の状態にある者を「中核的人材」が支援したときの評価を新設した。このため、当該加算の取得状況を確認することで、重度障害者の地域移行の受け皿や支援の質の状況を把握できることから、本指標を選定した。	加算取得上の人員要件である中核の人材について、令和11年度までに約1,800人養成予定であるが、そのうち障害者グループホーム事業所に配置され、支援にあたる者の割合を加算の取得状況より推計した。
						-	-	-	17			
④	・障害者グループホームで地域連携推進会議を実施し、その結果を公表している事業者数(アウトカム)	-	-	100%	令和8年度	-	-	-	-	100%	施設から地域移行した後の障害者の生活支援については、透明を確保することが必要であり、障害者グループホームでも令和7年度より地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組として地域連携推進会議の設置を事業所に基準省令により義務付けたところ。この地域連携推進会議の適正な運用を確保する観点から本指標を選定した。 ※把握できるのは令和8年度以降になる見込み	省令上の義務であるが、障害者の地域生活支援の質を確保する重要な取組であるため、目標値は当初から100%と設定する。
						-	-	-	-			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	※ ※	※ ※	※	1,3	※	002749 006920
(2)	国立更生保護施設運営事業 (昭和23年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002798
(3)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002789
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002748
(5)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002783
(6)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002782
(7)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002750
(8)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002796
(9)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002784
(10)	中央障害者社会参加推進センター運営事業 (平成2年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002787
(11)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002788
(12)	高度情報通信福祉事業等 (平成14年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002786
(13)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 (平成15年度)	※ ※	※ ※	※	1	※	002797
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002751
(15)	障害者医療費 (平成17年度)	※ ※	※ ※	※	-	※	002777

(16)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	※	※	※	-	※	002800
		※	※				
(17)	障害支援区分管理事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002775
		※	※				
(18)	地域生活支援事業及び地域生活支援 促進事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002778
		※	※				
(19)	障害者自立支援給付 (平成18年度)	※	※	※	1,3,5,6,7,8	※	002776
		※	※				
(20)	給付費支払システム事業 (平成18年度)	※	※	※	-	※	002779
		※	※				
(21)	障害福祉サービス等経営実態調査 (平成19年度)	※	※	※	-	※	002802
		※	※				
(22)	障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	※	※	※	-	※	002773
		※	※				
(23)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金 に必要な経費 (平成20年度)	※	※	※	1	※	002785
		※	※				
(24)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002803
		※	※				
(25)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002804
		※	※				
(26)	補装具装用訓練等支援事業 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003044
		※	※				
(27)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	※	※	※	-	※	002805
		※	※				
(28)	業務管理体制データ管理システム整備 事業 (平成24年度)	6百万円	4百万円	4百万円	-	障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。	-
		4百万円	3百万円				
(29)	重度訪問介護等の利用促進に係る市 町村支援事業 (平成24年度)	※	※	※	-	※	002808
		※	※				
(30)	障害児・者に対する相談支援の充実に 係るシステム改修等 (平成25年度)	※	※	※	-	※	002809
		※	※				
(31)	障害者芸術文化活動普及支援事業 (平成26年度)	※	※	※	-	※	002746
		※	※				

(32)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	20百万円	20百万円	20百万円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。) ②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 (②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。令和5年度より、こども家庭庁へ移管。) ※予算額については、発達障害児者地域生活支援モデル事業の予算を計上	-
		14百万円	20百万円				
(33)	障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業費 (平成27年度)	※	※	※	-	※	003001
		※	※				
(34)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (平成28年度)	19百万円	19百万円	19百万円	-	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等で実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国:1/2 都道府県・指定都市:1/2)(平成29年度より、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	-
		13百万円	13百万円				
(35)	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002810
		※	※				
(36)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度) (※旧:障害福祉サービス等支援体制整備事業(平成30年度))	※	※	※	-	※	002814
		※	※				
(37)	障害者支援施設等の災害時情報共有システム整備事業 (令和元年度)	-	-	29百万円	-	災害発生時において、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、障害福祉施設等の災害時情報共有システムを構築する。(補助率10/10) これにより、災害発生時における障害福祉施設等の被害状況等を国・地方自治体等が迅速に把握・共有し、被災した施設・事業者への迅速かつ適切な支援につなげることに資するもの。	-
		-	29百万円				
(38)	新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002818
		※	※				
(39)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002816
		※	※				
(40)	障害福祉分野のICT導入モデル事業 (令和元年度)	※	※	※	-	※	002817
		※	※				
(41)	障害福祉関係データベース構築事業 (令和2年度)	365百万円	496百万円	627百万円	-	障害福祉関係データベースの構築に向けて、データベースの構築に必要な要件定義の検討や収集するデータの範囲等の仕様について検討するとともに、当該データベース構築後の運用に係る要件定義やシステム運用後の集計・分析対応等を行う。	-
		363百万円	495百万円				
(42)	障害福祉サービス事業所等自治体サポート事業 (令和6年度) (※旧:障害福祉のしごと魅力発信事業(令和2年度))	※	※	※	-	※	002752
		※	※				
(43)	共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業 (令和3年度)	-	-	-	-	就労継続支援事業所の作業等の受注量を確保するため、共同受注窓口に係る以下の取組を行う。 ・ 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理 ・ 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築 ・ 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報 ・ 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施 ・ 支援を実施した結果、全国的な受発注の推進につながった事例の国への報告	-
		-	-				
(44)	意思疎通支援従事者確保等事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003103
		※	※				
(45)	障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	003098
		※	※				
(46)	障害支援区分認定データ等の障害福祉サービスデータベースへの送信委託費 (令和5年度)	※	※	※	-	※	002779
		※	※				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
○5	(第7期障害福祉計画による)福祉施設から一般就労への年間移行者数(アウトカム)	2.2万人	令和3年度	1.28倍(※)	令和8年度	-	-	2.5万人	-	1.28倍	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 ※(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(2.2万人)の1.28倍以上とする。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。
						2.2万人	2.4万人	2.5万人	集計中(今後完了予定)			
○6	(工賃向上計画による)就労継続支援B型の平均工賃月額(アウトカム)	-	-	前年度の平均工賃月額を上回る	令和8年度	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。	第5次障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。なお、各都道府県における目標工賃は、地域の実情等を踏まえ、適正な水準を設定するものであるため、測定指標の目標値を数値で一律に設定することは困難であることから、前年度の平均工賃水準を上回ることを目標値としている。 ※なお、令和5年度実績から、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「1日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式に変更した。 (参考)平成27年度実績:15,033円、平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円、平成30年度実績:16,118円、令和元年度実績:16,369円、令和2年度実績:15,776円
						16,507円	17,031円	23,053円(※)	集計予定(今後完了予定)			
7	(第7期障害福祉計画による)就労定着支援の利用者数(アウトプット)	-	-	1.41倍(※2)	令和8年度	-	-	70%(※1)	1.41(※2)	1.41倍	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する。 ※2(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(16,332人)の1.41倍以上とする。 (参考)令和5年度実績値38%は、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者数(25,306人)に占める就労定着支援の利用者数(9,616人)の割合	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)
						36%	36%	38%	集計予定(今後完了予定)			
8	(第7期障害福祉計画による)就労定着支援事業所ごとの就労定着率(アウトカム)	-	-	25%(※2)	令和8年度	-	-	70%(※1)	25%(※2)	25%	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を受けて、就労定着を進めることが必要であることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労定着率(3年間)が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 ※2(第7期障害福祉計画)就労定着率(3年6月以上6年6月未満の期間継続の就労者の要件等追加)が70%以上の事業所を全体の25%以上とする。 (参考)令和5年度実績値64%は、就労定着支援事業所(1,640か所)に占める就労定着率が80%以上の事業所(1,050所)の割合	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)
						69%	65%	64%	集計予定(今後完了予定)			

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額						
		執行額	執行額						
(47)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	※	※	※	5	※	002778		
		※	※						
(48)	障害者自立支援給付 (平成18年度) 【再掲】	※	※	※	1,3,5,6,7,8	※	002776		
		※	※						
(49)	工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5カ年計画支援事業)	※	※	※	8	※	002778		
		※	※						
(50)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	※	※	※	-	※	002778		
		※	※						
(51)	定着支援地域連携モデル事業 (令和4年度)	※	※	※	-	※	005641		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
		2,011,566,484			2,124,796,652		2,207,268,103		
施策の執行額(千円)		1,986,857,983			1,925,915,322				
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和5年3月8日		障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年十二月に成立した障害者総合支援法等改正法の円滑な施行に向けた準備を進めます。また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。	

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。